

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大阪府堺市

2 構造改革特別区域の名称

さかい新時代ものづくり特区

3 構造改革特別区域の範囲

堺市の区域のうち工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 堺市の産業の特性

堺市は、大阪府の中央部南よりに位置し、関西国際空港と大消費地である京阪神を結ぶ軸線上にあって、JR・南海の各鉄道、阪和自動車道・阪神高速道路が市域の南北を縦断し、大阪中心部まで約15分、関西国際空港まで約30分と交通至便な立地環境にある。

本市においては、臨海部の素材型産業の集積に加え、内陸部の機械、金属加工や伝統産業など多彩な地場産業が集積している。

また、大阪府立大学をはじめとする市内及び周辺の大学、産業支援機関などの研究シーズの集積、さらに、優秀な人材、高い技術力を有する企業など必要な資源が豊富にある。

しかし、こうした反面、堺市は、製造業を中心とした事業所の撤退や規模縮小、都心地域における業務需要の低下に伴う業務系ビルの空室の増加など、産業空洞化が進展し、新規開業率の減少や雇用吸収力の低下、ひいては税収の悪化を招くなど地域経済の低迷が続いている。

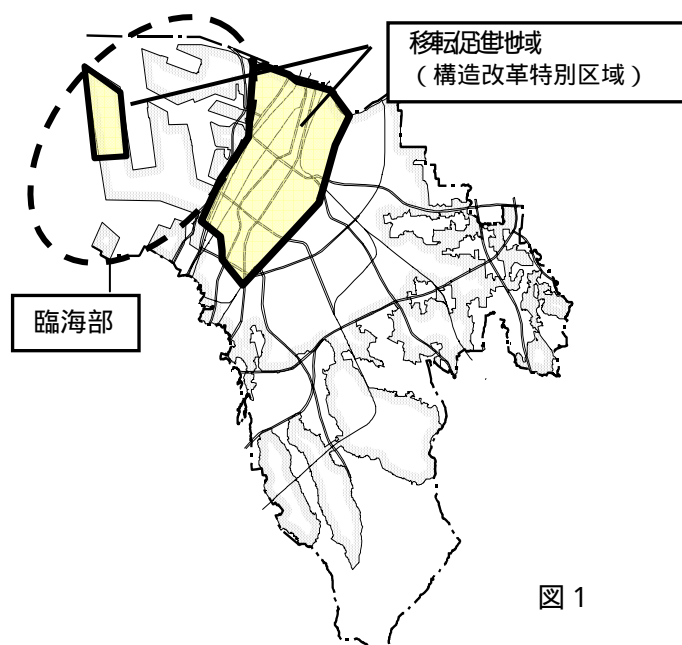
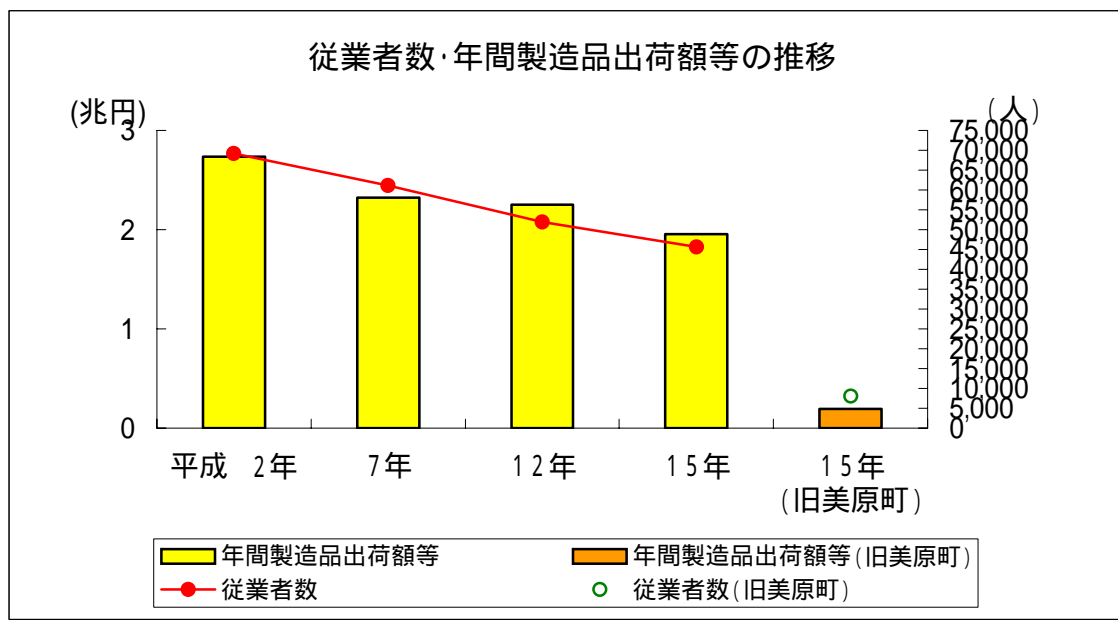


図1



【表 1】堺市の製造業の推移

	事業所数	従業者数(人)	年間製造品出荷額等(百万円)
平成 2年	4,077	69,140	2,732,728
7年	3,473	61,053	2,324,958
12年	3,285	51,934	2,252,709
15年 (旧美原町)	2,730 (444)	45,578 (8,140)	1,954,578 (192,660)

(注) 1. 各年工業統計調査結果による。 2. 旧美原町の数値は速報値である。

(2) 構造改革特別区域の現況

構造改革特別区域(以下「本区域」という。)は、古くは鉄砲鍛冶にそのルーツをさかのぼることができる金属工業を中心とした中小規模企業が都心市街地の北部に、また、大正～昭和初期の産業発展に伴い立地した大企業が南部を中心に集積している。

本区域の中心部となる都心地区は、大消費地である京阪神にも近く、刃物・線香・自転車などの地場産業や、機械・金属加工を中心とした中小企業の集積による生産基盤が存在しており、職住近接の利点を活かして地域の雇用の受け皿としての役割を果たしてきた。しかし、この区域においても宅地化の進行や長期の景気低迷に伴い、企業の市外流出や廃業が相次ぎ、本市の活力低迷の一因となってきた。

一方、本区域に隣接する「臨海部」には、高度な技術力と生産力を誇るエネルギー、金属、機械、化学工業をはじめとする大規模製造業や中小製造業団地など

多種多様な企業集積があり、現在も地域経済に大きな影響を与えている地域である。この地域においても経済のグローバル化や構造転換の遅れなどにより、交通の便や操業環境に優れた工業適地であるものの、計約 100ha が低未利用状態にあり、民間活力の誘引による再生が求められている。

また、「内陸部」には、大阪府立大学や、次世代の堺の産業を担う起業家育成のためのインキュベーション施設「株さかい新事業創造センター」などの産業支援機関が集積しているほか、平成 17 年 2 月に合併した美原区域には、堺の産業界と密接に関連している企業や木材工業団地が立地している。

このように本区域は、産業立地として周辺地域の産業基盤と密接な連携があることなど、非常に有利な立地条件にあり、表 2 のとおり、堺市全域の事業所数では、全市域の 3 分の 1、従業者数で 4 分の 1、製造品等出荷額では 5 分の 1 を占めている。一方、廃業や域外移転、また新規開業率の低下などにより、地域経済の低迷、雇用吸収力の低下など地域経済の低迷が顕著に現れている地域でもある。

【表 2】平成 12 年工業統計による臨海部、移転促進地域、その他地域と市全域における製造業の事業所数、従業者数、製造品等出荷額の比較

	事業所数		従業者数		製造品等出荷額	
		構成比	(人)	構成比	(百万円)	構成比
市全域	3,285	100.00	51,934	100.00	225,270,947	100.00
臨海部	219	6.67	13,909	26.78	135,248,075	60.04
移転促進地域	1,048	31.90	14,435	27.80	45,723,910	20.30
その他地域	2,018	61.43	23,590	45.42	44,298,962	19.66

本区域は、工業再配置促進法において「移転促進地域」に指定されているが、堺産業振興ビジョン（平成 12 年 3 月策定）によると、「今後も新たな中小企業を中心とした内陸部の産業集積拠点として、生活や環境との調和を図りながら、良好な操業環境を維持するとともに、市場への近接性や雇用の利便性などの都市部の利点を活かした産業の立地を促進し、産業系土地利用の維持を図る地区」とされている。しかし、本区域では、既述のとおり廃業や企業流出に伴う宅地化の進行によって操業環境が悪化しつつあるほか、特に本区域の北部（大和川左岸周辺）の区域では、阪神高速道路大和川線の整備に伴い、企業流出が加速化される恐れが具現化しており、この流れをとどめるためにも移転促進地域からの除外が求められるところである。

将来的には、インキュベーション施設（前述）で成長したベンチャー企業の

受皿としての機能や既存のネットワークを活かした企業間連携の推進、さらには臨海部に進出する大規模企業の開発支援機能等を高めることにより、既存中小企業を中心としたものづくり機能の高度化を進めていく地域でもある。

5 構造改革特別区域計画の意義

上述のとおり、本区域では、製造業を中心とした事業所の撤退や規模縮小、都心地域における業務需要の低下に伴う業務系ビルの空室率の上昇など、産業空洞化の進展と地域経済の低迷が続いており、雇用吸収力の低下と新規開業率の減少など地域経済の停滞が続いている。

本市における倒産件数は、平成15年には119件であるが、事業所の倒産のみならず企業の規模縮小や移転による事業所の減少とともに、堺市の雇用吸収力を低下させている。

特に製造業は、産業経済のグローバル化と産業構造の変化の中で、一貫して減少し続けており、平成14年12月31日現在の製造業（従業員4人以上）の状況を見ると、事業所数で1,784事業所、従業員数は45,408人、平成14年中の製造品出荷額等は2兆172億4,698万円となっている。これを平成5年時と比較すると、事業所数で28.7%、従業員数で28.1%、製造品出荷額等で16.6%の減少となっており、過去10年間で717事業所が閉鎖ないし移転し、17,765人の雇用を失っている。

この結果、平成17年1月の堺市における有効求人倍率は0.81となっており、全国（0.93）と比較して深刻な状況にあるといえる。

一方、事業所数、従業者数の減少にともなって、堺市における税収も激減している。特に法人市民税は、従業者数の減少にともない極めて厳しい状況にあり、その減少率は、平成14年は、平成10年との比較で-13.5%となっている。

このような地域経済の低下を鑑み、次世代型ニュービジネスの創造による自由交流都市の実現と「にぎわい」づくりを目的とする「国際楽市楽座特区構想」に基づき、平成15年1月、構造改革特区の規制緩和提案を行なった。また、平成16年度に企業立地推進、地域再生、雇用創出、中小企業再生、都心地域活性化の5つのプロジェクトからなる「堺市産業再生緊急プロジェクト」を策定し、雇用機会の拡大、競争力ある産業集積の形成、流入人口の拡大といった主要課題の解決を図り、政令指定都市移行をめざす本市の産業・財政基盤の確立を進めているところである。

本区域は、戦前から「ものづくり」機能が都市機能と調和して発展してきた区域であり、本市としても「ものづくり」にかかる基盤的技術の継承や「ものづくり」を支援するためのベンチャー企業の受入や企業間連携の推進といった各種施策を推進してきたところである。今般日本のものづくりの国際競争力維持には溶接や切

削といった本区域に多く集積する基盤的技術による新製品開発が不可欠であるが、これらの新時代を支える高度なものづくり技術と新たな成長産業を核にした成長力のある産業集積の再構築を図ることにより、地域経済の再生を図り、ひいては「政令指定都市移行をめざす本市にふさわしい経済基盤の強化」を推進するものであり、本市の「国際楽市楽座特区構想」の推進にも大きく寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市における「ものづくり」は、関西圏という大消費地を背景としながら、長い歴史の中で培われた技術、技能を有する内陸部の多種多様な中小企業の集積と、先端技術を有する臨海部におけるエネルギー関連、重化学工業の集積という重層性を有しているといえる。

本計画は、構造改革特別区域である「移転促進地域」に集積する中小企業の域外流失を抑制し、「ものづくり」の機能の保全を図るとともに技術者・技能者などの人材の確保を行なうとともに「堺産業振興ビジョン」及び「産業再生緊急プロジェクト」に基づき実施される既存企業の高度化、雇用対策等の多様な施策の推進に取り組んでいくことにより、本区域における「ものづくり」機能の高度化をめざす。

さらに、臨海部の低・未利用地へ「産業再生緊急プロジェクト」に位置付けられた成長産業の企業立地促進を図ることにより、成長産業の持つニーズやシーズを臨海部や内陸部の既存産業へ誘導することにより、技術移転等を促進するなど、国際競争力を備えた高度な「ものづくり」の集積への進化をめざすものである。

本計画に基づく「移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業（1141）」は、本市の「堺産業振興ビジョン」及び「産業再生緊急プロジェクト」に基づき実施する次に掲げる事業を展開することにより、地域経済の活性化と雇用の拡大をめざすものである。

（1）産業集積拠点形成事業（企業立地の促進）

本市の臨海部の低・未利用地に成長産業を誘致すべく、従来から企業立地ガイドCD-ROMを活用してプロモーションを行なってきたが、さらに効果的な立地促進策を検討するために設置した堺市企業誘致戦略会議から優遇策等に関する提言を受け、平成17年4月「堺市企業立地促進条例」を制定施行、企業立地促進に係る市税の不均一課税措置のほか、企業立地情報調査・情報提供事業、企業誘致プロモーション活動など具体的な企業立地促進に取り組んでいる。

（2）新事業創出事業

「株式会社さかい新事業創造センター」を核として、「ビジネスプランオーデイション事業」、「起業家支援セミナー事業」、「第二創業セミナー事業」、「インキ

ユベーション事業」、「創業者支援資金融資事業」などの各種の施策を講じ、新事業の創出や既存企業との技術的・人的連携を図ることにより企業の高付加価値化を促進することにより、地域産業の活性化に努めている。

(3) 産学連携促進事業

堺市と大阪府立大学をはじめとする「南大阪地域大学コンソーシアム」加盟大学などが協定を結ぶことにより、大学の特許などを活用した中小企業の新製品開発に対する支援として専門家などを派遣する「知的財産活用支援事業」や大学や公的研究機関等が研究成果や研究テーマについてプレゼンテーションを行なう「産学連携共創フェア」の開催、「産学連携促進資金融資」などの各種施策を通じて、地域の技術ニーズやシーズの有効活用に努めている。

(4) 販路開拓・企業間連携促進事業

市内中小企業の国内外でのビジネスマッチングや販路開拓を支援するとともに企業間連携の契機とすることを目的として「B to B マッチング支援事業(愛称: 糸びすエンジンさかい21)」の運用と「堺国際ビジネス推進協議会事業」を実施し、既存企業の販路開拓と企業連携に努めている。

(5) 若年者雇用促進事業

産業界、労働界との連携のもと「堺雇用推進会議」を設置し、産労学官が一同に会して、雇用推進に関する方策について検討してきた。その提言を受け、先導的事業として、若年者(35歳未満)の仕事探しを支援するための就職相談、情報提供、セミナー・講座の開催等の拠点となる「(仮称)堺ヤング JOB ステーション」を開設予定である。

(6) 技能継承・発展事業

本区域には刃物、線香に代表される伝統産業に係る事業所が多く集積しており、その基盤的技能の継承・発展やビジター産業といった新分野との連携を企図して、技能に対する社会的な認知度を向上させるとともに、その優れた技能を継承し発展させることを目的とした「堺市ものづくりマイスター事業」や「匠の技」に対する理解を深め、文化として発信するための「まちかどミュージアム事業」を実施している。

本計画は、上記に代表される新事業創出事業、産学連携促進事業及び販路開拓・企業間連携事業等を通じて、本区域に集積する中小企業群をはじめとする既存の企業の活性化を図るとともに、臨海部への新規企業の立地促進を進め、それら企業の有する技術、技能等について臨海部及び内陸部の既存企業と技術的・人的連携を強めることにより、ものづくり機能の高度化を図り、ビジネスチャンスの拡大、基盤的技能の継承発展を図ることを通じて、「ものづくり」を核とした地域経済の活性化と雇用の創出を目標とするものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施による経済的社会的効果については、高度な新時代のものづくりと新たな成長産業を核にした成長力のある産業集積を図り、「ものづくり」の基盤を整備することであるが、臨海部や内陸部に企業が新規立地した場合の経済効果に関するモデルを示すとともに、雇用のほか受発注に代表される経済効果に代表される本区域への波及効果を示す。

企業の新規立地がもたらす効果としては、工場新設のための初期投資がもたらす効果、新設工場の出荷増がもたらす効果、新設工場の従業員の消費増がもたらす効果があげられる。

(企業の新規立地が市内総生産・雇用等にもたらす効果)

初期投資がもたらす効果

建設関係・生産設備等の初期投資がもたらす経済効果である。地域全体の生産や雇用への影響という点では、一時的な効果であるが影響は大きい。

出荷増がもたらす効果

工場新設に伴う出荷増は、主として地域外への輸移出増により地域の産業に新たな需要を喚起し、主に中小企業の出荷額と雇用の増加をもたらす。

従業員の消費増がもたらす効果

工場新設に伴う地元住民の新規採用または既存社員の地域外からの移住により、地域内での最終消費需要額が見込める。いわゆる二次的効果。

恒常効果

上記の効果は一時的・多岐的なものであるが、上記とは、新設の工場が存続する限り続く、地域経済にもたらす「恒常効果」である。

【表3】企業の新規立地がもたらす効果

企業の新規立地モデル の前提条件	効果 A	効果 B	効果 C	効果 B + C	最終的な地 域の雇用増 (うち非正社 員)	最終的な 市内総生 産 (G R P) の増
先端IT産業大規模モデル 立地面積30ha、投資額約(土地・ 建物・償却資産)830億円、従業 員830人、出荷額約570億円	708億	764億	23億	787億	5,249人 (1,042人)	574億
電気機械産業平均モデル 立地面積10ha、投資額約(土地・ 建物・償却資産)170億円、従業 員400人、出荷額約300億円	105億	398億	11億	409億	2,693人 (533人)	298億

小規模事業所モデル 立地面積0.3ha、投資額約(土地・ 建物・償却資産)3.4億円、従業員 20人、出荷額約5億円	2億	7.5億	0.5億	8.0億	63人 (10人)	3.7億
---	----	------	------	------	--------------	------

出展：堺市企業誘致促進策の提言（堺市 平成 17 年 1 月）を再編

(1) 本区域への企業立地がもたらす直接の効果

平成 16 年度に行った調査や関連情報によると、本区域内には、現在小規模な低未利用地が合計 2 ~ 4 ha 程度存在するものと想定される。このうちの 3 ha に小規模事業所モデルが 10 件進出した（0.3ha 規模 × 約 10 件 = 約 3ha）と仮定して計算する。

恒常効果	約 80 億	雇用創出	630 人	GRP 増	37 億円	.. (ア)
------	--------	------	-------	-------	-------	--------

(2) 臨海部への企業立地がもたらす直接の効果

臨海部には大規模な低未利用地が約 1 0 0 ha 程度存在している。これらが全て利活された場合に堺市の経済全体に与える効果としては、
先端 IT 産業大規模モデル（30ha 規模 × 1 件）、電気機械平均モデル（10ha 規模 × 約 7 件 = 約 70ha）が進出したと仮定して計算する。

恒常効果	約 3,650 億円	雇用創出	27,700 人以上	GRP 増	2,600 億円強
------	------------	------	------------	-------	-----------

臨海部への企業立地が本区域へもたらす波及効果

上記 で試算された数値は本市全体に及ぶものであるから、この数値を【表 2】に示す本区域が全市に占める出荷額や雇用者数で按分（恒常効果及び GRP は出荷額割合 20.30%、雇用は 27.79%）して計算する。

恒常効果	約 740 億円	雇用創出	7,698 人	GRP 増	528 億円	.. (イ)
------	----------	------	---------	-------	--------	--------

(3) 当該計画の推進が本区域に及ぼす経済的・社会効果

以上（ア）及び（イ）を合計すると、本区域内での総合的な波及効果は、下記のとおりと試算される。

恒常効果	約 820 億円	雇用創出	8,328 人	GRP 増	565 億円
------	----------	------	---------	-------	--------

8 特定事業の名称

- ・ 1 1 4 1 移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項（カッコ内は事業開始時期）

（1）産業集積拠点形成事業

内容：税源の涵養や雇用の創出を図るため、企業誘致に向けた優遇策の実施などにより、臨海部における産業集積を促進

企業立地優遇策の創設・運用（平成 17 年度）

シティプロモーション（平成 15 年度）

官民あげた誘致体制の確立（平成 16 年度）

実施主体：堺市

（2）新事業創出事業

内容：事業の創出や企業の高付加価値化を推進することにより、地域産業を活性化

ビジネスプランオーディション事業（平成 14 年度以前）

起業家支援セミナー事業（平成 14 年度以前）

第二創業セミナー事業（平成 14 年度以前）

インキュベーション事業（平成 16 年度）

ビジネスインキュベーション入居者補助事業（平成 16 年度）

堺市試作開発型事業促進施設入居者補助事業（平成 14 年度以前）

堺市創業者支援資金融資事業（平成 14 年度以前）

実施主体：堺市

（3）産学連携促進事業

内容：大阪府立大学をはじめとする南大阪地域大学コンソーシアムに加盟している大学などと連携する企業を支援

知的財産活用支援事業（平成 14 年度以前）

産学共同研究開発支援補助事業（平成 15 年度）

産学連携共創フェア開催事業（平成 16 年度）

産学連携促進資金融資事業（平成 17 年度）

実施主体：堺市

（4）販路開拓・企業間連携促進事業

内容：市内中小企業の国内外でのビジネスマッチングや販路開拓を支援す

るとともに企業間連携の契機とする

B toB マッチング支援事業（サイト愛称：糸びすエンジンさかい
21）（平成14年度）

堺国際ビジネス推進協議会事業

（平成15年度 類似事業は昭和27年から別組織にて実施）

実施主体：堺市

（5）若年者雇用促進事業

内容：＜仮称＞堺ヤングJOBステーションの設置

若年者（35歳未満）の仕事探しを支援するため、就職相談をはじめ、
各種の就職支援講座などを実施

実施主体：堺市

事業開始時期：平成17年度

特に構造改革特別区域内に対象が集中している事業

同区域には刃物に代表される伝統産業（注参照）に係る事業所が多く集積し
ており、その基盤的技能の継承・発展やビジター産業といった新分野との連携
を企図して以下のような事業を実施している。

（1）技能継承・発展事業

内容：堺市ものづくりマイスター事業

技能に対する社会的な認知度を向上させるとともに、その優れた技能
を継承し発展させるためマイスターの認証及び派遣支援などを実施

実施主体：堺市

事業開始時期：平成15年度

（2）新分野との連携事業

内容：堺市まちかどミュージアム事業

「匠の技」に対する理解を深め、文化として発信するため、中核施設
としての「堺刃物伝統産業会館」のほか、既存の事業所を「まちかど
に存在するミュージアム」として見学者を受け入れる施設として整備

実施主体：堺市

事業開始時期：平成10年度

注)堺市では「刃物、自転車、昆布、敷物、注染・和晒(浴衣等)、線香」に係る産業及び
手描鯉幟(大阪府伝統工芸品)を称して伝統産業と称している。

別紙

1 特定事業の名称

1 1 4 1 移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

堺市

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

4 特定事業の内容

「移転促進地域」は、「臨海部」の東側に隣接して、古くは鉄砲鍛冶にそのルーツをさかのぼる金属工業を中心とした小規模企業が都心市街地の北部に、また、大正～昭和初期の産業発展に伴い立地した大企業が南部を中心に集積しており、表2のとおり、堺市の製造業のうち事業所数では31.90%、従業者数では27.80%、製造品等出荷額では20.30%を占めている地域である。

しかし、本地域は、長期化する経済の低迷により、企業の域外転出や廃業、新規開業率の減少、雇用吸収力の低下ひいては税収の悪化が、特に顕著に現れている地域でもある。

前述のとおり、本地域においては、過去から非常に優れた技術とノウハウを有する製造業が集積しており、「ものづくり」を行なうために非常に高いポテンシャルを有した地域である。

当該区域を「移転促進地域」から除外することにより、「ものづくり」の基盤を整備することを通じて、現在の空洞化の進展に歯止めをかけ、堺市が抱える様々な都市課題を解消するにあたっての根本たる「税源の涵養」と「雇用の創出」に加えて、「政令指定都市移行をめざす本市にふさわしいまちのにぎわい」と「新産業の創出・既存産業への波及」に寄与するものであると考えている。

【表2：再掲】平成12年工業統計による臨海部、移転促進地域、その他地域と市全域における

製造業の事業所数、従業者数、製造品等出荷額の比較

	事業所数		従業者数		製造品等出荷額	
		構成比	(人)	構成比	(百万円)	構成比
市全域	3,285	100.00	51,934	100.00	225,270,947	100.00
臨海部	219	6.67	13,909	26.78	135,248,075	60.04
移転促進地域	1,048	31.90	14,435	27.80	45,723,910	20.30
その他地域	2,018	61.43	23,590	45.42	44,298,962	19.66

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 過去五年間における当該構造改革特別区域内に居住する求職者の数に対する当該構造改革特別区域内に所在する事業者に係る求人の数の比率(以下この号において「地域求人倍率」という。)の月平均値が同期間における全国の求職者の数に対する求人の数の比率の月平均以下であり、かつ、過去六箇月間において地域求人倍率が急激に上昇する傾向にないこと。

【別紙表】のとおり、過去5年間における堺市の地域求人倍率は平均0.40であり、全国平均の0.65より0.25ポイントも低い。

また、【別紙表】のとおり、堺市の過去6か月間における地域求人倍率は0.63から0.81に上昇しているが、その間、全国平均も0.83から0.93へと上昇しており、平成17年1月では、堺市は全国平均より0.12ポイント低く、また、平成16年12月には大きく後退したことなどから、本地域における地域求人倍率が急激に上昇する傾向にないと考えられる。

各年度の月単位での有効求人倍率については【別紙表】のとおり

【別紙表】 過去5年間における地域求人倍率

有効求人倍率			12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	平均
全国	a / b	原数値	0.62	0.56	0.56	0.69	0.86	0.65
	求人数 a		1,540	1,487	1,526	1,744	2,016	
	求職数 b		2,496	2,666	2,734	2,542	2,333	
堺市	a / b	堺	0.36	0.32	0.30	0.45	0.66	0.40
	求人数 a		7,119	6,592	5,952	7,839	9,967	
	求職数 b		19,940	20,557	20,020	17,577	15,114	

【出典】(全国)「職業安定業務統計(求人・求職等の状況)」厚生労働省調べ
(堺市)「労働市場月報」大阪労働局調べ

(注1) 有効求人倍率 = 月間有効求人倍率 ÷ 月間有効求職者数 (倍)

(注2) 平成16年度の数值は平成17年3月まで(但し17年3月分は速報値)

(注3) 単位: 全国の求人数、求職者は千人、堺市の求人数、求職者は人

【別紙表】 過去6箇月間における地域求人倍率

有効求人倍率			16.10	16.11	16.12	17.01	17.02	17.03	平均
全国	a / b	原数値	0.93	0.98	0.95	0.93	0.95	0.98	0.95
	求人数 a		2,089	2,133	1,994	2,045	2,108	2,319	
	求職数 b		2,248	2,187	2,088	2,193	2,210	2,369	
堺市	a / b	堺	0.73	0.82	0.76	0.81	0.75	0.76	0.77
	求人数 a		10,745	11,741	9,972	10,780	10,459	11,383	
	求職数 b		14,760	14,333	13,192	13,383	13,877	14,935	

【出典】(全国)「職業安定業務統計(求人・求職等の状況)」厚生労働省調べ
(堺市)「労働市場月報」大阪労働局調べ

(注1) 有効求人倍率 = 月間有効求人倍率 ÷ 月間有効求職者数 (倍)

(注2) 平成16年度の数值は平成17年3月まで(但し17年3月分は速報値)

(注3) 単位: 全国の求人数、求職者は千人、堺市の求人数、求職者は人

【別紙表】 求人倍率と失業率、完全失業者数の推移

年・月		有効求人倍率		年・月		有効求人倍率		年・月		有効求人倍率	
		全国	堺市			全国	堺市			全国	堺市
12	1月	0.51	0.34	14	1月	0.51	0.29	16	1月	0.77	0.54
	2月	0.52	0.34		2月	0.51	0.32		2月	0.77	0.54
	3月	0.54	0.35		3月	0.52	0.31		3月	0.77	0.53
	4月	0.56	0.33		4月	0.52	0.29		4月	0.77	0.46
	5月	0.56	0.3		5月	0.52	0.26		5月	0.8	0.46
	6月	0.59	0.28		6月	0.53	0.25		6月	0.82	0.55
	7月	0.6	0.29		7月	0.54	0.27		7月	0.83	0.57
	8月	0.61	0.33		8月	0.54	0.27		8月	0.83	0.63
	9月	0.62	0.37		9月	0.55	0.28		9月	0.84	0.73
	10月	0.64	0.4		10月	0.56	0.29		10月	0.88	0.73
	11月	0.65	0.4		11月	0.57	0.27		11月	0.92	0.82
	12月	0.65	0.4		12月	0.58	0.28		12月	0.94	0.76
13	1月	0.65	0.4	15	1月	0.59	0.36	17	1月	0.91	0.81
	2月	0.64	0.41		2月	0.6	0.38		2月	0.91	0.75
	3月	0.63	0.41		3月	0.6	0.39		3月	0.91	0.76
	4月	0.62	0.35		4月	0.6	0.4		4月		
	5月	0.62	0.33		5月	0.61	0.4		5月		
	6月	0.6	0.33		6月	0.61	0.35		6月		
	7月	0.6	0.31		7月	0.63	0.39		7月		
	8月	0.58	0.34		8月	0.64	0.37		8月		
	9月	0.57	0.34		9月	0.67	0.44		9月		
	10月	0.54	0.32		10月	0.7	0.47		10月		
	11月	0.53	0.31		11月	0.73	0.49		11月		
	12月	0.51	0.29		12月	0.77	0.51		12月		

平成17年3月は、速報値

本申請に係る構造改革特別区域と本申請に係る構造改革特別区域以外の区域も管轄している公共職業安定所の管轄区域の有効求人倍率について、これらの地域の雇用の状況が実態的に同じような状況にあって、当該構造改革特別区域の有効求人倍率にかえて当該管轄区域の有効求人倍率を使用しても当該構造改革特別区域の雇用の状況を説明することと同じであることについて

本地域は、表2(再掲)のとおり、堺市全域に対して、事業所数では31.90%、従業者数では27.29%、製造品等出荷額では20.30%を占めており、本地域の有効求人倍率にかえて当該管轄区域の有効求人倍率を使用しても本地域の雇用の状況を説明することと同じであると考えられる。

(2)工業の集積が有する機能を活用して事業者の交流又は連携による地域経済の活性化を図ることにより当該構造改革特別区域において雇用の機会の創出が見込まれ、かつ、そのために当該地方公共団体が必要な施策を講じようとしていること

堺市では、地域産業の活性化なくして地域の雇用の安定、確保、創出は困難であり、産業振興施策と雇用施策は表裏一体のものであるとして、産業再生と一体となった雇用対策の実行を基本的な考え方としている。

企業立地の促進や新事業の創出、市内中小企業の活性化により、多数の雇用の場を創出するものである。

以前より、産業集積拠点形成事業、新事業創出事業、産学連携促進事業などの施策を効率的かつ効果的に実施してきたところであるが、この結果、工業の集積が有する機能を活用して事業者の交流又は連携による地域経済の活性化を図ることにより当該構造改革特別区域において雇用の機会の創出が見込まれものである。

今後引き続き、以下の施策を有機的・継続的に実施することで、より一層の効果をあげていくものとする。

企業立地の促進による雇用創出

臨海部での新たな成長産業の集積や既存企業の投資を促進するため、平成17年4月に堺市企業立地促進条例を施行し、臨海部への企業立地と連携した移転促進地域内企業の技術の継承発展及びビジネスチャンスの拡大並びにもものづくり機能の高度化によって、雇用の創出や安定化を目標にするものである。

創業支援による雇用創出

雇用という形態ではなく、組織・集団に属することのない働き方のひとつである創業・開業を促進し、そのことにより、将来の雇用の場を創出する。

ア さかい新事業創造センターや堺商工会議所などにおける段階的・総合的

支援の充実

経営管理やマーケティングなどへの人的支援をはじめ、相談体制を充実するなど、地域での創業・開業の促進への段階的・総合的支援を充実する。

イ 大学等との連携

大阪府立大学や大阪府立産業技術総合研究所などと連携し、その知的財産の活用等による新商品・新製品の開発等を支援する。

ウ 資金支援の充実

ベンチャー企業への資金供給を促進するため、地域の金融機関と連携したファンドや新規融資制度を実施する。

市内既存企業支援による雇用の拡大

既存企業の新分野進出や第2創業等を支援し、雇用の維持・拡大を図る。

ア 中小企業の新製品開発を支援

大阪府立大学や大阪府立産業技術総合研究所などと連携し、その知的財産の活用や技術移転等を促進するとともに、異業種交流の促進を通じて、新商品・新製品の開発等を支援する。

イ 中小企業の新分野への進出

独立行政法人中小企業基盤整備機構の整備による「堺試作開発型事業促進施設」入居支援を通じて、新たな商品開発や技術開発を支援する。

ウ 中小企業の販路開拓支援・企業間連携の推進

インターネットによる国内企業の受発注機会の提供や海外における見本市出展・商談会等の開催を通じて、地域中小企業の販路開拓を支援するとともに企業間連携を強化する。

エ 中小企業の経営基盤の強化を支援

中小企業の業務の効率化や生産性の向上など経営改善に向けた取組みを支援するため、相談体制や資金支援の充実を図る。

技能継承・発展事業による雇用の拡大

技能に対する社会的な認知度を向上させるほか、ビジター産業など新分野との連携を支援し、後継者としての雇用促進を図る。

ア 優れた技能の継承・発展

優れた技能者をマイスターとして認証し、地域の学校などへの派遣支援などを通じて伝統産業の魅力を向上させる。

イ ビジター産業など新分野との連携

中核施設のほか、既存の事業所を「まちかどに存在するミュージアム」として整備し、ものづくりの活性化や技能の継承発展を図る。

(3) 移転促進地域から除外される区域の範囲

堺市の区域の一部(工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域)
具体的には以下のとおり

浅香山町、旭ヶ丘北町、旭ヶ丘中町、旭ヶ丘南町、旭通、綾之町西、綾之町東、石津ヶ丘、石津北町、石津町、一条通、市之町西、市之町東、今池町、永代町、榎元町、戎之町西、戎之町東、老松町、大町西、大町東、大浜北町、大浜中町、大浜南町、翁橋町、遠里小野町、甲斐之町西、甲斐之町東、香ヶ丘町、柏木町、春日通、霞ヶ丘町、北瓦町、北向陽町、北清水町、北庄町、北田出井町、北旅籠町西、北旅籠町東、北花田口町、北半町西、北半町東、北丸保園、北三国ヶ丘町、北安井町、京町通、協和町、錦綾町、九間町西、九間町東、櫛屋町西、櫛屋町東、楠町、熊野町西、熊野町東、車之町西、車之町東、向陵西町、五条通、御陵通、材木町西、材木町東、幸通、栄橋町、桜之町西、桜之町東、五月町、三条通、四条通、七条通、七道西町、七道東町、東雲西町、宿院町西、宿院町東、宿屋町西、宿屋町東、少林寺町西、少林寺町東、昭和通、新在家町西、新在家町東、神保通、新町、神明町西、神明町東、菅原通、砂道町、住吉橋町、大仙町、大仙中町、大仙西町、高砂町、高須町、田出井町、出島海岸通、出島町、出島浜通、鉄砲町、寺地町西、寺地町東、中瓦町、中向陽町、中田出井町、中永山園、中之町西、中之町東、中三国ヶ丘町、中安井町、並松町、南陵町、賑町、錦之町西、錦之町東、西永山園、西湊町、二条通、東永山園、東湊町、松屋町、三国ヶ丘御幸通、緑ヶ丘北町、緑ヶ丘中町、緑ヶ丘南町、南瓦町、南向陽町、南島町、南清水町、南庄町、南田出井町、南旅籠町西、南旅籠町東、南花田口町、南半町西、南半町東、南丸保園、南三国ヶ丘町、南安井町、宮下町、百舌鳥夕雲町、文殊橋通、八千代通、柳之町西、柳之町東、八幡通、竜神橋町、陵西通及び六条通の全域、上野芝町1丁及び4丁から8丁まで、戎島町1丁から3丁まで、海山町1丁から5丁まで、神石市之町20番から32番まで、神南辺町1丁から3丁まで、三宝町1丁から7丁まで、築港新町4丁、津久野町3丁、浜寺石津町中1丁から4丁まで、浜寺石津町西1丁から4丁まで、浜寺石津町東1丁から4丁まで、東上野芝町1丁、松屋大和川通1丁及び2丁、緑町1丁及び2丁並びに山本町1丁から5丁まで